～消費税個別相談会のご案内～

「消費税個別相談会」を平成２５年９月１０日（火）に開催致します。

平成２６年４月１日より消費税の増税を予定している今、消費税やその経理処理等でお悩みの事業所も多いかと存じます。そこで亀山商工会議所では、税の専門家である税理士をお招きして個別相談会を開催致します。消費税に関するご相談があれば、この機会を是非ご利用下さい。また今後、１１月、１月第２火曜日に開催を予定しています。

対　　象：市内の中小企業者
（法人の方もご相談可能です）

日　　時：平成２５年９月１０日（火）
１３時３０分～１６時３０分

会　　場：亀山商工会議所
（亀山市東御幸町３９－８）

相 談 員：東海税理士会 鈴鹿支部 税理士

申込方法：先着順予約制（原則：１事業所１時間まで）
前日までに亀山商工会議所まで下記申込書をお持ちいただくか、
ＦＡＸにてお申し込み下さい。

主　　催：亀山商工会議所　中小企業相談所

問 合 せ：亀山商工会議所（℡　８２－１３３１）　　担当　金谷　まで

～お知らせ～

一部の消費税の経過措置について、適用可能期間が平成２５年９月３０日までとなっておりますので、経過措置についてご相談がある方は、参加をご検討ください。

相談会開催スケジュール(予定)
平成２５年１１月１２日（火）
平成２６年 １月１４日（火）

相談料　無料!!

消費税個別相談会 申込書

亀山商工会議所　行　FAX ８２-８９８７

平成２５年　　月　　日

住　　所		TEL	（　　）		
事業所名		Fax	（　　）		
相談者氏名		希望相談時間帯 ○を記入	月 日 （火）		13：30～14：30
					14：30～15：30
					15：30～16：30

※先着順につき、ご希望の時間帯の予約が難しい場合もございますのでご了承下さい。

※上記の申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業にのみ利用させていただきます。